

東松山市快適で住みよい住宅耐震《改修》 補助金交付制度 申請のご案内

この制度は、地震による既存木造住宅の倒壊による、生命・身体・財産の被害を最小にするため、既存木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助することにより、市民のみなさまが安全で安心して生活できる災害に強いまちづくりを推進することを目的としています。

1. 補助対象建築物・耐震改修

以下の基準に全て該当するものが補助対象となります。

- ①東松山市内の既存木造一戸建て住宅
 - ＊兼用住宅の場合は、住宅以外の部分の床面積が延べ面積の1/2未満であるもの
- ②昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ③階数が2階以下のもの（地階を除いた階数）

2. 補助金交付対象者

以下の基準に全て該当する人が補助対象となります。

- ①補助対象建築物を所有している
- ②市税（市民税・固定資産税・軽自動車税）の滞納がない

3. 耐震改修の基準

- ①耐震診断による安全性の「総合評価 1.0 未満」の建築物について、建築士事務所に属する建築士が「総合評価 1.0 以上」になるように行った改修設計に基づき、建設業者が行う耐震改修
 - ＊建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けたものが開設する建築士事務所）
 - ＊建築士（建築士法第2条第1項に規定する建築士）
 - ＊建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者）

4. 補助金交付額

耐震改修工事に要した費用の 23/100 の額（千円未満を切り捨てた額）

＊上限 20万円

（計算例 1）

耐震改修費用 850,000 円 × 23/100 = 195,500 円
補助金交付額 = 195,000 円（千円未満切捨て）

（計算例 2）

耐震改修費用 1,000,000 円 × 23/100 = 230,000 円
補助金交付額 = 200,000 円（上限20万円）

5. 補助金交付回数

1戸につき1回限り

東松山市快適で住みよい住宅耐震《改修》補助金交付制度 手続きの流れ

申請者

が提出する書類

①
④
⑥

市（住宅建築課）

が発行する書類

②
⑤

① 必要書類を添付し、申請書を提出してください。（1部 提出）

東松山市快適で住みよい住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）

※令和8年1月9日までに提出。

＜添付書類＞

- 1 付近見取図、配置図及び平面図
- 2 耐震診断の結果報告書の写し
- 3 耐震補強後の耐震診断の総合評価、補強方法を示す設計図書等耐震改修計画の内容が分かるもの
- 4 工事の見積書の写し（耐震補強に係る部分）
- 5 工事を実施する建設業者の建設業許可証の写し
- 6 納税証明書（市民税、固定資産税、軽自動車税）
- 7 昭和56年5月31日以前に着工されたことがわかる書類（課税証明書 等）
- 8 その他市長が必要と認める書類（委任状 等）

② 要綱に適合していることを確認し、交付確定通知書により通知いたします。（郵送又は窓口）

東松山市快適で住みよい住宅耐震改修補助金交付決定通知書（様式第2号）

※補助金交付決定後に、申請内容を変更しようとするときは、「東松山市快適で住みよい住宅耐震改修変更承認申請書（様式第3号）」を提出してください。

※補助金交付決定後に、耐震改修を取りやめるときは、「東松山市快適で住みよい住宅耐震改修中止届（様式第5号）」を提出してください。

③ 耐震改修を実施してください。

④ 必要書類添付し、完了報告書を提出してください。（1部 提出）

東松山市快適で住みよい住宅耐震改修完了報告書（様式第6号）

※「耐震改修完了後1か月以内」又は「令和8年3月13日」のいずれか早い日までに提出。

＜添付書類＞

- 1 工事の費用の内訳書及び契約書の写し
- 2 工事の費用の領収書の写し
- 3 工事の内容がわかる工事状況写真等
- 4 その他市長が必要と認める書類

⑤ 補助金の額を確定し、補助金確定通知書により通知いたします。

（郵送又は窓口）

東松山市快適で住みよい住宅耐震改修補助金確定通知書（様式第7号）

⑥ 請求書を提出してください。

東松山市快適で住みよい住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第8号）

⑦ 補助金を交付いたします。

補助金交付

※ご不明な点は、住宅建築課までお問い合わせください。

申請・問合せ先：東松山市役所 都市計画部 住宅建築課（分室 2階）

TEL 0493-21-1464（直通）